

令和7年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金における圧縮記帳等の考え方について

令和7年9月1日

経済産業省貿易振興課

令和7年度貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金は、デロイト トーマツ テレワークセンター株式会社から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。

圧縮記帳等の適用にあたっては、補助対象者から税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。